

議案第 16 号

北名古屋市遺児手当支給条例の一部改正について

北名古屋市遺児手当支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成 31 年 2 月 25 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、児童扶養手当法の一部改正により児童扶養手当の支払期月が変更されたことに準じ、遺児手当の支払期月を見直すことに伴い、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市遺児手当支給条例の一部を改正する条例

北名古屋市遺児手当支給条例（平成１８年北名古屋市条例第１０６号）の一部を次のように改正する。

第５条第３項中「１箇年を３期に区分し、４月、８月及び１２月」を「１年を６期に区分し、１月、３月、５月、７月、９月及び１１月」に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、平成３１年９月１日から施行する。

（経過措置）

- ２ この条例による改正後の北名古屋市遺児手当支給条例の規定にかかわらず、この条例の施行の日後における遺児手当の支給は、平成３１年８月から平成３１年１０月までの分を平成３１年１１月に支払うものとする。